

Q

4

被後見人の収入・支出の計画

予算を立てるように言われましたが、何をすればいいのですか。



A

「予算を立てる」とは、後見人が、被後見人の財産を計画的かつ適正に管理するために、毎月及び毎年の収入・支出を見積もることです。

その内容は、「収支予定表」（35頁参照）に記載していただきます。裁判所から提出を求められた場合に速やかに提出できるよう、必ず作成してください。

【「収支予定表」の記入】

後見人は、被後見人の財産を適正に管理する責任を負います。そのため、被後見人の生活水準を保ちつつ、限りある財産を計画的に使うことが求められます。

具体的には、被後見人の収入（年金、不動産収入、給料など）及び支出（入院費や施設費、税金、家賃、生活費など）を把握し、収入の範囲内でやりくりできるのか、毎月どの程度の余裕があるのか、あるいは、預貯金を取り崩さないと生活を維持できないのか、などについて見積もってください。その結果を、「収支予定表」の該当する欄に記入してください。記入にあたっては、41頁の記入例を参考にしてください。

【月額と年額の記入について】

「収支予定表」には、月額と年額の両方を記入してください。たとえば、年金は通常2か月ごとに支給されますので、その半額が1か月の収入となります。また、固定資産税のように、支払いが毎月でないものは、年額を12等分したものが月額となります。さらに、入院費のように、月によって金額が変わるものは、それまでの実績（概ね直近6か月の平均額）を見て、1万円単位くらいの大まかな額を算出してください。